

議員提出議案第 13 号

障害児デイサービスの存続を求める意見書

このことについて、次のとおり、厚生労働大臣及び財務大臣に意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日

提出者	三朝町議会議員	山	田	道	治
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	文	夫
賛成者	三朝町議会議員	岡	本	岩	夫
賛成者	三朝町議会議員	松	村		修
賛成者	三朝町議会議員	牧	田	武	文

障害児デイサービスの存続を求める意見書

障害児デイサービスは、障害者自立支援法の施行により、就学前の幼児が 70 パーセント以上通所していることが指定の基準となっており、サービス事業所の存続問題となっています。

また、70 パーセント以上という基準を満たした場合には、学童期の児童の利用の希望があってもその基準を満たさなくなるため、そのニーズを受け入れることができません。そのニーズに応えるため、より低い報酬で経過的デイサービスを行っている事業所が存続できなければ、障害児及び障害児を抱える家庭の支援は深刻な混乱に直面しかねません。

現在、厚生労働省においても検討がなされていますが、学齢期の障害児が必要とする支援を受けられることができるように、また、経営的にも大変厳しい状況におかれているこれらの事業所が存続して正常に運営できるよう、経過的障害児デイサービスのあり方を抜本的に見直されることを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日

鳥取県東伯郡三朝町議会